

別紙

諮問第1550号、第1559号

答 申

1 審査会の結論

本件開示決定及び本件却下決定は、妥当である。また、本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、適合判定通知書に記載されている宛先の氏名については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇工事（住居表示：〇〇区〇〇）の延べ面積が〇〇平方メートルから〇〇平方メートルに変更されたことについて、東京都都市整備局ないし環境局が、事業者ないし指定確認検査機関から受けた文書一式」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和3年1月21日付けで行った本件開示決定及び本件却下決定並びに同年3月5日付けで行った本件一部開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に対し、市街地建築部調整課（以下「調整課」という。）は、「標識の写真（延べ面積の記載を〇〇に訂正した後の標識の写真）」（以下「本件対象公文書1」という。）及び「標識設置届（都市建調標第〇号（令和〇年〇月〇日変更受付）」（以下「本件対象公文書2」という。）を特定し、本件対象公文書1については本件開示決定を行い、本件対象公文書2については、条例18条2項に規定する開示をしないものとする公文書に該当するとして本件却下決定を行った。

また、市街地建築部建築指導課（以下「建築指導課」という。）は、「確認審査報告書（都受付〇年〇月〇日）」（以下「本件対象公文書3」という。）を特定し、条例7条2号及び4号に該当する情報を非開示とする本件一部開示決定を行うとともに、「建築計画概要書（都受付〇年〇月〇日）」を特定し、開示決定を行った。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

本件各審査請求については、令和3年3月18日及び同年5月27日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和3年6月17日及び同年7月14日に実施機関から理由説明書を收受し、令和4年7月27日（第229回第一部会）から同年11月29日（第232回第一部会）まで、4回の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう  
に判断する。

##### ア 審議の併合について

諮問第1550号及び第1559号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

##### イ 審議事項について

審査請求人は、審査請求書において、調整課が本件対象公文書1及び2を特定し、それぞれ決定したことについて、本件対象公文書1及び2は一体の文書であり、文書全体について開示非開示を判断するべきと主張している。また、建築指導課が特定した本件対象公文書3に記載された非開示情報の開示を求める旨主張していることから、審査会は、本件開示決定、本件却下決定及び本件一部開示決定の妥当性について審議することとする。

##### ウ 標識設置届について

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年東京

都条例第64号。以下「紛争予防条例」という。) 5条1項では、建築主は、中高層建築物を建築しようとするときは、近隣関係住民に建築に係る計画の周知を図るため、当該建築敷地の見やすい場所に、標識を設置しなければならない旨規定している。また、5条2項では、標識を設置したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない旨規定している。さらに、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和53年東京都規則第159号)7条では、「建築主は、建築に係る計画を変更したときは、速やかに標識の当該記載事項を訂正しなければならない。」と規定している。

紛争予防条例の規定に従い、建築主は、標識設置届2部、案内図、標識設置位置図及び標識設置状況の写真を東京都(以下「都」という。)に提出し、標識設置届2部については、都が1部(以下「標識設置届(正本)」という。)を、建築主が1部(以下「標識設置届(控)」という。)をそれぞれ保有する。また、標識設置後に建築計画を一部変更した場合、建築主は、建築主が保有する標識設置届(控)を訂正し、変更後の標識設置状況の写真とともに都に持参して提出する。その際、都が保有する標識設置届(正本)については、窓口で建築主が変更箇所を訂正する。

さらに、実施機関は、都が保有する標識設置届(正本)について、条例34条及び東京都情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱(平成11年12月24日付11政都情第390号)により、非開示情報を削除した写しを都民情報ルームに配架し、閲覧に供している。

## エ 建築確認等の制度について

### (ア) 建築確認

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)6条及び6条の2は、建築主が特定の建築物を建築しようとする場合には、当該工事に着手する前に、その建築計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築主事又は法77条の18から21により指定を受けた指定確認検査機関による確認を受けなければならない旨規定している。そして、建築主は、建築主事又は指定確認検査機関から、建築計画が建築基準に適合していると確認を受けた場合に、確認済証の交付を受ける。このうち、指定確認検査機関が確認済証の交付を行った

場合は、法6条の2第5項の規定により、特定行政庁に確認に係る確認審査報告書（建築計画概要書を含む。）を提出しなければならない。

（イ）建築計画概要書の閲覧制度

法93条の2では、特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分等に関する書類のうち、国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならない旨規定しており、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）11条の3第1項によれば、法93条の2にいう国土交通省令で定める書類には、建築計画概要書が含まれる。この閲覧対象となる建築計画概要書の内容は、建築確認時点のものであるが、建築確認以降、計画の変更があった場合は、当該計画変更に係る建築確認の時点のものになるなど、建築物の各段階に応じ更新される。

（ウ）構造計算適合性判定

法6条の3第1項は、建築確認が必要な建築物のうち、一定の建築物の場合、前記（ア）とは別の手続として、建築主が、知事又は法18条の2の規定により指定を受けた指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定を受けなければならない旨規定しており、基準に適合するものであると判定された場合、適合判定通知書が建築主に交付される。

オ 本件開示決定及び本件却下決定について

本件開示請求に対し、実施機関が本件対象公文書1及び2を特定し、それぞれ開示決定及び却下決定したことについて、審査請求人は、「本件標識設置届と添付書類の写真は一体で建築主が東京都知事に提出した文書である。東京都知事は文書全体について開示請求を受けたのであり、文書全体について開示非開示を判断するべきであって、一部を切り分けて却下の決定を行うのは誤りである。」と主張する。

一方、実施機関は、これらの文書は、案件としての一体性はあるものの、個々に独立した文書であると、主張する。

このことについて、審査会が事務局職員をして実施機関に更に確認させたところ

ろ、標識設置届の変更に係る事務手続について、次のとおり説明があった。

本件開示請求に係る建築物の延べ面積を変更するに当たり、当該建築物の建築主（以下「当該建築主」という。）は、保有する標識設置届（控）を訂正したもの及び変更後の標識設置状況の写真の2点を都に持参した。実施機関は、標識設置届（控）については、受付印を押印の上、当該建築主に返却し、変更後の標識設置状況の写真のみを受け取りファイルに綴っている。一方、都が保有する標識設置届（正本）については、当該建築主が窓口で変更箇所を訂正し、実施機関が受付印を押印の上ファイルに綴っている。さらに、実施機関は、標識設置届（正本）の非開示情報を削除した写しを都民情報ルームに配架し、閲覧に供している。

実施機関は、本件開示請求に対し、上述の標識設置届の変更に係る事務手続を踏まえて本件対象公文書1及び2を特定し、このうち、本件対象公文書1については開示決定を行い、本件対象公文書2については都民情報ルームにおいて閲覧に供していることから、条例18条2項に該当し公文書の開示をしないものとして却下した。

審査会が検討するに、一般に、本件のように「文書一式」について開示請求があり、複数の対象公文書が該当する場合、それぞれ開示、非開示等の決定を行うこととなる。本件については、都民情報ルームにおいて閲覧に供しているのは本件対象公文書2のみであることから、本件対象公文書1及び2は別の文書であり、区分できる文書であるということができ、実施機関が個々に独立した文書として決定を行ったことが不合理であるとは言えない。

したがって、本件開示請求に対し、実施機関が本件対象公文書1及び2を特定し、それぞれ決定を行ったことは、妥当である。

#### カ 都民情報ルームの一時休室と本件却下決定について

条例18条2項において、「実施機関は、都の図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、若しくは貸し出すことを目的とする施設において管理されている公文書であって、一般に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされているもの又はインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をし

ないものとする。」と規定しており、「東京都情報公開条例の施行について（通達）」（平成 11 年 12 月 20 日付 11 政都情第 366 号）第 18 条関係（他の制度等との調整）においては、閲覧又は貸出をすることを目的として都の図書館等の施設において管理されている公文書は、開示請求をするまでもなく迅速かつ簡便に当該情報が入手できるため、公文書の開示をしないことを定めたものであるとされている。

審査請求人は、本件却下決定について、「本件処分時において都民情報ルームは・・・閉鎖されており利用することはできない。」とし、条例 18 条 2 項を適用するのは誤りであると主張する。

この審査請求人の主張に対し、実施機関は、都民情報ルームは、新型コロナウイルス感染症のまん延という天災その他やむを得ない事情により一時的な期間に限定して休室していたにすぎず、条例 18 条 2 項の適用は妥当であると主張する。

この点について、審査会が事務局職員をして実施機関に更に確認させたところ、都民情報ルームの休室について、次のとおり説明があった。

都は、令和 3 年 1 月 7 日に発出された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受け、都民情報ルームを、同月 12 日から同年 2 月 7 日までの予定で一時休室していたところ、審査請求人は、同年 1 月 7 日に本件開示請求を行い、実施機関は、同月 21 日付けで本件開示決定及び本件却下決定を行った。

実施機関によると、これらの決定を受けて、同月 25 日に来庁した審査請求人に対し、実施機関は、都民情報ルームの業務再開予定であった同年 2 月 8 日以降に来庁するよう案内したが、審査請求人は、同年 1 月 25 日付けで審査請求書を提出したとのことである。

審査会が検討するに、都民情報ルームの一時的な休室が条例 18 条 2 項の適用に影響を与えるとは認められないことから、本件却下決定に関する実施機関の説明は首肯できるものではあるが、同項の適用は「開示請求をするまでもなく迅速かつ簡便に当該情報が入手できる」ことが前提なのであるから、本来の閲覧場所である都民情報ルームが休室している場合は、例えば、一時的に局情報コーナー等で閲覧できるようにするなど、代替の方法を検討する必要があったと考える。

キ 本件一部開示決定について

実施機関は、本件対象公文書 3 のうち、適合判定通知書に記載されている宛先及

び構造計算適合性判定員の氏名（以下「本件非開示情報1」という。）については条例7条2号に、印影（以下「本件非開示情報2」という。）については同条4号にそれぞれ該当するとして、これらの部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

(ア) 本件非開示情報1の非開示妥当性について

審査請求人は、本件非開示情報1のうち、適合判定通知書に記載されている宛先の氏名について、建築計画概要書に記載され公にされる情報であるから、条例7条2号ただし書イに定める「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、公開しなければならないと主張する。

この主張に対し、建築指導課は、適合判定通知書の交付は、建築確認に先立って行われるものであり、適合判定通知書の交付から建築確認までの間に建築主が変更された場合、適合判定通知書に記載される建築主は、閲覧対象である建築計画概要書に記載される建築主と必ずしも一致するものではないと説明する。

審査会が見分したところ、法6条の3第4項において、「都道府県知事は、第1項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から14日以内に、当該申請に係る構造計算適合性判定の結果を記載した通知書を当該申請者に交付しなければならない。」と規定されていることから、適合判定通知書の宛先は、申請者である当該建築主であると解される。

審査会が事務局をして確認させたところ、適合判定通知書に記載されている宛先の氏名は、法93条の2の規定により閲覧に供されている建築計画概要書において、本件開示請求の請求日である令和3年1月7日時点で記載内容が公になっている当該建築主の氏名であることが認められた。

したがって、本件非開示情報1のうち、適合判定通知書に記載されている宛先の氏名については、条例7条2号ただし書イに該当し、開示すべきであるが、構造計算適合性判定員の氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2の非開示妥当性について

本件非開示情報2は、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関の印影である。その内容から、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子